

2015年度後期 「労働と生活」

第13回 (2016.1.21)

協同組合とは何か、協同組合の取り組み 生協・農協運動、協同組合の現状と課題

大友 廣 和 (山形県生活協同組合連合会 専務理事、山形県労福協 理事)
浅井 康 之 (山形県農業協同組合中央会 教育部長)

「生活協同組合の現状と課題」

山形県生活協同組合連合会 専務理事 大友 廣和

1. 生協の誕生の歴史と理念

皆さんこんにちは、山形県生協連で専務理事をやっております大友と申します。これから「生活協同組合の現状と課題」というタイトルでお話しさせていただきます。

生協はイギリスが発祥の地です。19世紀のイギリスで世界に先駆けて産業革命が起こります。そのなかで生産手段を持っている資本家と雇用されて賃金を得る労働者という2つの階級が確立していきます。労働者は非常に過酷な労働条件で働いており、更に不健全な住宅に住んで、悪徳商人に劣悪な商品を高い価格で買わされていました。例えば、小麦粉に石灰が混ざっているという粉い物がはびこっていました。こういう暮らしを何とか改善しようとしてつくられたのが生協です。

2. 生活協同組合思想の源流

生協の思想の源流は、ロバート・オウエンの提唱する“協同”の思想です。ロバート・オウエンは、1771年にイギリスで生まれた実業家であり社会思想家です。実業家というのはニューラナーという町で紡績工場を経営していました。彼は労働者の悲惨な生活実態に心を痛め、労働条件の改善や子供の教育等に力を入れました。彼は皆が協同して暮らせる幸せな社会を作ろうと考えました。

彼は協同に基づく幸せな社会を建設する方法をこんなふうを考えました。まず最初に皆が利用する協同のお店を作ろう。生活物資を供給してそこで資金を貯めよう。資金が貯まったならば住宅を建て、次に工場を建設しよう。そして土地を購入して農場をつくろう。そこに協同して暮らせる社会を建設しようというユートピア構想を描きました。この考えに賛同した方がオウエン主義者と呼ばれ、イギリス全土に200を超える協同の店を開いてこの夢を実現しようとした。しかし、このお店は経営が未熟でどれもうまくいかず、1830年代末にはほとんどの店が閉店してしまうという経過を辿っています。

3. 世界最初に成功した生活協同組合

そういうなかで世界最初に成功した生活協同組合が現われました。それが1844年ロッチデールというイギリスの地方都市で作られた生協です。このロッチデールの町では低賃金、劣悪な労働で大変苦しい生活に陥っていました。自分達で何とか生活を改善しようということで、フランネル工場の織物工など28人が中心になって生活協同組合を創立しました。1844年12月21日にロッチデールのトードレーンにある倉庫の1階に最初のお店を開設しました。これがロッチデール公正開拓者組合の始まりになっています。

ロッチデールの創立宣言では、「本協同組合の目的と計画は、組合員の金銭的利益と社会的および家庭的状態の改善のための制度を形成することである」と書かれています。けっして物を安く買うということを目的にしているのではなく、社会の制度を変えようというのが協同組合の目的になっています。

4. 成功の要因、ロッチデール原則

なぜ成功したのかというと、これまで潰れていった生協の原因を自分たちで議論し、7つの運営原則を編み出したことにあります。1つは「購買高による剰余金の分配」、剰余金については利用高に応じて分配する。2つ目は「品質の純良」、紛い物の商品は扱わない量目もごまかさず品質の良い商品を取り扱う。3つ目は「取引は市価で行う」、商人からの妨害を跳ねのけるため「安売り」競争はしないということを入れています。4つ目は「現金での販売制度」、当時は掛け売りが一般的でしたが、掛け売りでは資金繰りや組合員の生活を改善に結びつかないということですので現金での販売。5つ目は「すべての組合員は平等」、出資金の高い少ないにかかわらず一人一票制。6つ目に「政治的、宗教的な中立の原則」。7つ目に「教育の重視」、単に物を安く買っても生活は豊かになりません。生活が豊かになるのは文化や教育、これがあって初めて生活が豊かになるということを最後の7番目に入れています。

5. 国際協同組合(ICA)の設立

ジョージ・ヤコブ・ホリヨークというジャーナリストが、ロッチデールが成功したことを「ロッチデールの先駆者たち」という本にまとめます。その本がイギリス全土やヨーロッパに普及していき、世界中に生協が作られるようになりました。

世界中に協同組合が広がっていったので、1895年に国際的な協同組合の連合会をつくろうということで国際協同組合同盟(ICA)がロンドンに設立されました。このICAには世界各国の協同組合の全国組織が加盟しています。農業、消費者、信用、保険、医療、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー。世界には多種多様な協同組合があります。その全国組織がICAに加盟しています。2012年時点でICAの加盟組織は全世界で96か国、266の中央組織、傘下の組合員は世界全体で10億人という世界最大のNGO組織です。

6. 明治初期に“協同組合思想”が紹介された

明治初期にイギリスの協同組合活動が書物や新聞によって日本に紹介されました。1878年に郵便報知新聞に「協力商店創立ノ義」という記事でロッチデール公正開拓者組合が紹介されます。それに触発されて翌年の1879年に東京に共立商社、同益社、大阪に共立商店という生協が設立されます。しかし、この時は西洋の新しい考え方を取り入れるということで、生協自体の社会的基盤が弱くて数年で消滅します。そして、日清戦争を経て産業の近代化が進むなかで1898年に労働組合を主体にした共働店運動が起きて、労働者の協同組合として全国に15ほど組織されます。いわばロッチデールと同じような協同組合が日本にも出来ました。

7. 大正デモクラシーで広がる

そして、第一次世界大戦後の大正デモクラシーと言われるなかで3つのタイプの新興の消費組合が出来てきます。一つは共働店運動の流れをくんだ「労働者協同組合」、労働組合を主体にした生協です。1920年に共働社、共益社が設立されます。二つ目は「市民型信用組合」、賀川豊彦が組織した家庭購買組合、神戸消費組合、灘購買組合が設立されます。三つ目は「職域型消費組合」、県庁や市役所の中、工場の中に設立された購買組合です。この3つの生協が大正デモクラシーの中で全国に広がって行きます。

8. 賀川豊彦と協同組合

賀川豊彦は、1888年に神戸で生まれました。クリスチャンとして若くから貧民救済運動に取り組みました。アメリカに留学し、帰って来てから貧民救済だけでは暮らしは良くならない。社会を変えないと駄目だということで労働運動、農民運動、普通選挙運動、生協運動などの社会改革運動の第一線に立ちます。生協に絞って紹介しますと、共益社、神戸消費組合、灘購買組合など戦前の生協の設立に関わり、戦後、日本生協連が創立された時に初代の会長を務めました。

賀川豊彦は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合のキャッチフレーズを具体化する意味合いで、協同組合の中心思想を7つの短い言葉で表しました。利益共楽、人格経済、資本共同、非搾取、権力分散、超政党、教育中心です。詳しくは資料をご覧ください。

9. そして、戦後の生協運動の再生へ

第二次世界大戦後に生協運動の再生が図られて、現在の日本の生協運動に繋がっていきます。戦後間もない頃は物資が配給だったので、その配給物資を受け取るために1946年～47年にかけては町内会生協がどんどん作られました。全国で6500組合くらいが作られております。ただこれは物資統制がとかれ物が豊富に行き渡るとなると姿を消していきました。

その後、1950年代に労働者の福祉運動として「地域勤労者生協」が出来ていきます。この「地域勤労者生協」もなかなか事業経営的にはうまくいっておりません。ほとんどが姿を消しております。その後、1960年代後半からは市民生協づくりということで、今の日本全国で活躍している生協がこの時期に設立されました。当時の有害な食品添加物や公害問題を契機に、コープ商品の開発、班活動と共同購入が大きな支持を得て、日本中に生協が広がりました。

1980年代には1県1生協という全国方針のもと、県内の中小の合併を進め、拠点生協づくりが始まりました。1990年代には県域を超えた事業連合づくり、最近では生協法が改正施行(2008年4月1日)になって県域を越えて生協を作れるようになり、首都圏では2013年3月に「生活協同組合コープみらい」が、3つの生協が合併して出来てきました。

10. 生活協同組合運動の基本方向と課題

第2節は「生協運動の方向と課題」です。生協は「消費生活協同組合法」という法律によって設立されています。この法律の第1条に「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」と書かれています。生協の目的を日本の法律ではこのように規定しています。

生活を協同する組織が生協だと。生活とは何なのかと辞書で引いてみるとこのように書いています。「生活とは、人が生きていく限り、その命を維持し、育むために行っている必要不可欠な活動のことである。基礎となる「衣食住」の他、働くこと、余暇を営む、コミュニケーションをとることなど、生きることを全部をいう」。生きることを全部を協同するのが生活協同組合の目的。そして、生協は活動することで、生協の組合員だけでなく、国民生活全体に寄与するように活動しなさいと国の法律では言っています。

11. 生協は、三位一体の組織

生協と株式会社との違いはどこにあるのか。外見は同じですが、運営の仕方が違います。株式会社は株主が出資していますが、生協は組合員が出資しています。株式会社は株主は利用しなくてもいいですが、生協は組合員が利用するために作っています。株式会社の運営は経営者がやっていますが、生協は組合員の代表が運営しています。出資、利用、運営の主体が違うというところに一番の違いがあります。

12. 願いを実現する「二つの手段」

組合員の願いを実現するのが生協だと言いましたが、そのための2つの手段があります。一つは、「事業」活動を通して、安全・安心な商品が欲しい場合は自分たちでコープ商品を開発します。二つ目は、「運動」を通して、例えば有害な食品添加物をなくして欲しいと行政に対して署名活動などで運動します。生協は「事業」と「運動」を通して、組合員の願い・要求を実現する組織です。

この組合員による運動が基盤で、事業はその上に立つ機能です。生協の事業は、スーパーマーケットもあれば、本屋、食堂もある。住宅を作ることもある。共済もある。いろんな種類があります。生活全般に関わることを事業活動として実現していくのが生協です。それはあくまでも組合組織が基盤・主体であるという捉え方をしています。

13. レイドロー報告(1980年)の示唆

カナダのレイドロー博士は、1980年当時の社会情勢を分析して「若干狂気じみた方向へ進んでいる」との認識を示し、「協同組合こそが正気の島」であるべきだと説きました。かつて、第1の危機・信頼性の危機、第2の危機・経営の危機を克服した協同組合は、現在、深刻な第3の危機・思想的な危機に直面していると指摘しました。そして第27回ICAのモスクワ大会で、協同組合は何者なのか、自分達を見失っていないのか。協

同組合は、社会に対してどんな存在であるべきなのかを問い掛けました。

そして、彼は、協同組合は次の4つの課題に対して挑戦的に取り組みなさいと提起しました。一つは、「世界の飢えを満たす協同組合」、食糧、農業問題に対してもっと真摯に取り組みなさい。2つ目には「生産的労働のための協同組合」、ロバート・オウエンが掲げた生産的な労働について協同組合の取り組みは弱い。3つ目には「持続可能な社会のための協同組合」、環境・エネルギー問題に取り組みなさい。4つ目に「協同組合コミュニティの建設」、協同組合による地域社会の建設に取り組んでいこうと提起しました。

14. 世界の協同組合が考えたこと

レイドロー博士の提起を受け、ICA100周年になる1995年に「定義」「価値」「原則」という「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」が出されました。定義と言うのは、協同組合とは何なのかということ。価値と言うのは、協同組合らしさは何なのかということ。原則と言うのは、7つの活動指針です。

協同組合の「定義」では、「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて」、協同組合とは事業体を持つてなければ協同組合とは言わない。そして「共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえる」、これが協同組合の目的だと。そして「人々の自治的な組織」だと。これが世界で標準の協同組合の定義となります。これに当てはまらない協同組合は自分の組織を協同組合と言っては駄目だとICAが決めました。

15. 共生の地域社会づくり

第3節「共生の地域社会づくり」です、生協はどんな活動をやっているのかをご紹介します。生協は地域社会と密接に結びついています。地域は生協にとって最も重要な空間で地域にはいろんな課題があつて、もちろん生協だけですべて解決できるということにはなりません。そこで地域連帯ということが出てくるわけです。その地域連帯は単に団体間が連帯するということではなく、地域住民一人一人が問題解決に取り組んでいくという住民主体の連帯を大事にしていきたいと思っています。

16. 鶴岡生協と灯油裁判

山形県の庄内に1955年に設立された鶴岡生協（1979年に生協共立社に名称を変更）がありました。鶴岡生協は住民運動を大切にすることで創立当初から平和問題、公共料金の値上げの問題等に取り組んで来ています。生活丸ごといろんな問題に取り組んできたという経過があります。

このなかで非常に大きな取り組みだったのが鶴岡の灯油裁判です。1973年に第四次中東戦争が起こり、日本に原油が入って来なくなりました。この時に石油元売り12社が千載一遇のチャンスと捉えて闇カルテルを結んで石油や灯油、ガソリンも含めて生産調整をして、どんどん価格を釣り上げて行った。トイレットペーパー、洗剤、砂糖が店頭から消えて無くなる。倉庫に隠して2倍くらいの価格で店頭で持ってくる。狂乱物価と言われました。原因は石油元売りの闇カルテルです。国会で諸悪の根源と指弾されました。公正取引委員会は、5回闇カルテルを結んだとして、独禁法違反と審決を下し課徴金をとりました。

しかし、被害を受けた消費者には一銭も損害賠償金が返ってこない、消費者に対して損害を償えと闘ったのが鶴岡灯油裁判です。1974年11月22日に山形地裁の鶴岡支部に提訴しました。1654名です。不当判決。仙台高裁では逆転の勝利判決。最高裁までいきまして、1989年、最高裁で敗訴になりました。その時の最高裁の判決は、「石油元売りは闇カルテルを行った。これは公正取引委員会が認めましたので事実だ。しかし、闇カルテルを結んだことによって灯油やガソリンが値上がりしたことについて消費者が証明しなさい」。これが最高裁の判決でした。それは証明できっこない、おかしいということで当時のマスコミを含めて最高裁判決に非常に批判的でした。この時、弁護団を務めた弁護士の辻先生は「私達は勝利したし、今も勝利しつつある」ということで裁判を締めくくっております。

灯油裁判が終わってから9年後、民事訴訟法が改正されました。第248条、損害額が不明な時「裁判所は損害額を認定することができる」と。消費者が証明しなくても裁判所が認定すれば、それで事足りるということで民事訴訟法が改正されました。灯油裁判での教訓は、組合員との信頼関係があつて運動に取り組めた、理念があつて運動が進んだ、組合員との共感があつて動きが作れた、と総括をしております。これを教訓にして、大衆運動を進めて行こうと確認をしています。

17. 地域と連携した事業展開

現在、地域購買生協では、地域と連携した事業展開ということで、買物難民の方のために、移動店舗、御用聞き、個人宅への商品配達に取り組んでいます。共同購入では、離れて暮らしているお年寄りの方の安否確認メールに取り組んでいます。子育て応援、食育の取り組みでは、チャイルドひろば、キッチンシリーズ、田植え体験などの活動をしております。

生協共立社と生活クラブやまがたでは山形県と地域の高齢者の見守り活動の協定を結んでいます。共同購入や弁当宅配の時に異変を感じたら、行政・消防・警察に連絡します。これまで13件の異変に対応しました。消費者被害防止の啓発活動として、山形県消費者行政推進事業の取り組みをしております。組合員同士の困りごとの助け合いということでコープくらしのたすけあいの活動。福祉・介護事業の取り組みでは、医療生協も含めて、おたっしや健診、地域で支える介護予防をしております。老後に安心して生活できる住まいの提供ということで、高齢者住宅の運営も生協が取り組んでいます。生協共立社では後継者がいなくて墓地を守れないという方のために共同墓地の建設をしています。

18. 災害時の緊急支援、平和、ユニセフ

1995年の阪神淡路大震災を契機に山形県との災害時の支援協定、地域防災の取り組み。戦争の度に生協運動が中断していったという教訓を踏まえ、生協では平和を一番大事にしています。戦後、日本生協連を創立した時に「平和とよりよき生活こそ生活協同組合の理想であり最大の使命」を掲げ、平和活動に取り組んでいます。1979年の国際児童年にユニセフからICAに対して協力要請がありました。ICAでは、世界の協同組合に「ユニセフに協力しよう」と呼びかけました、このキャンペーン以降、日本生協連では恒常的な募金活動に取り組み、昨年は2億2千万円の募金をユニセフに贈呈しました。

19. いつまでも住み続けられるまちづくり

私たちのスローガンは「いつまでも住み続けられるまちづくり」です。庄内では7つ異業種の協同組合が集まって「庄内まちづくり協同組合」をつくり、介護、給配食事業、高齢者支援事業等に取り組んでいます。2012年は国連で定めた国際協同組合年でした。日本の国際協同組合実行委員会の実行委員長であった内橋克人さんは、協同組合の一つの目指すべき社会ということで、「FEC自給圏構想」を提唱しました。FはFood、EはEnergy、CはCareです。F・E・Cを自給できる自給圏を日本各地につくって行こうと提唱しました。2014年には置賜自給圏推進機構という組織が出来ました。置賜3市5町を一つの自給圏と捉えてエネルギーと食、住の地産地消を進めています。これらは先ほど言った1995年の新しく出来たICAの第7原則、地域社会の関与「協同組合は、組合員が承認する政策に従って地域社会の持続可能な発展のために活動する」と密接に結び付いた取り組みです。

20. モンドラゴン、世界を驚かせる!

2012年の国際協同組合年のスローガンは「協同組合がよりよい社会を築きます」です。これの一つ国際的な事例がスペインのモンドラゴンにある協同組合群です。韓国のテレビ局がドキュメンタリー映画をつくりました。その映画の予告編がありますので、世界にはこんな協同組合があるのだと見ていただきたいと思います。

(映画の3分程の予告編上映)

以上で終わります。どうもありがとうございました。

1. J Aの組織・事業・経営の仕組み

皆さんこんにちは。J A山形中央会で教育部を担当しております浅井と申します。私からはJ Aの事業の仕組みや現状と課題等について説明をさせていただきたいと思っております。

まず始めに、J Aの事業・経営・運営の仕組みについて説明します。図の真ん中に、「一人では解決できない共通の願い、悩みや課題を人と人が助け合い、力を合わせることで解決する」とありますが、これが協同組合の理念です。この理念に賛同する人々がJ Aに出資をして加入します。組合員になるとJ Aの総会に出席して、1人1票の議決権を行使してJ A運営の意思決定に参画することになります。図の④ですが、その決定に基づいて理事が選ばれ、業務を遂行します。図の⑤には5つの事業部門を示しておりますが、J Aはそれら以外にも様々な事業を総合的に組合員に提供しております。また、経済的な活動だけでなく、生活・文化活動といった協同活動も行っております。それらの事業・活動を通じて、営農の安定と豊かな暮らし、地域農業の振興、豊かな地域社会づくりの実現をめざすのが、J Aの組織・事業の仕組みであります。そしてJ Aの組織ですが、県内には17のJ Aがありますが、さらに県段階や全国段階に連合会を組織しています。

続いてJ Aは協同組合であるということを説明いたします。J Aは農協法に基づいて設立された法人であります。農協法第1条では農業生産力を増大し、農家の営農と生活を守り、更にはより良い地域社会を築いていくことをJ Aの目的として謳っております。また、第8条の事業の目的では、営利を目的としないことを謳っております。それから、先ほど協同組合原則の話がありましたが、J Aグループでは協同組合原則を踏まえた共通の理念として「J A綱領」を定めております。前文では協同組合原則に基づいて行動すること、更には、地球的視野に立って環境変化を見通し、全国・世界の協同組合と連携し公正な社会の実現に努めることを宣言しております。また、主文では「地域の農業を振興し、我が国の食と緑と水を守ろう」、「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」など5項目を謳っており、組合員が自分達のためだけでなく、外に向かってみんなのために、いろんな取り組みをしていこうということを大切にしている組織、それがJ Aです。

2. J Aの現状

続きましてJ Aの現状について説明します。現在、県内には17のJ Aがあります。本県では、県内のJ Aを7つの広域J Aとする合併構想を決定しましたが、いまだ完遂しておりません。ちなみに全国には現在、679の総合J Aがあります。

次に正組合員数の状況ですが、J Aの規模は、小さい所から大きな所までいろいろあります。置賜一円を管内とするJ A山形おきたまですが、2万1,000人ぐらいの正組合員がおります。一方、700人規模の小さいJ Aもあります。なお、正組合員というのは農業者である組合員のことをいいます。J Aの場合は、農業者ではなくとも、J Aを利用することが相当である場合には准組合員として加入することができます。

続いて事業取扱高であります。貯金が9,500億円あります。県内トップの銀行が約2兆円ありますので、J Aグループ全体では約半分ほどを扱っていることになります。それから、お米などの農産物の売上高を販売高とっておりますが、それが1,150億円ほどあります。山形県の農業生産額が約2,300億円ですので、その半分ぐらいを扱っているという状況であります。

J Aのバランスシートを御覧いただきます。バランスシートとは貸借対照表のことで、財務状況をあらわした表です。左側の方が信用・共済事業資産、右側の方が負債ですが、右側に貯金という科目があります。これは組合員から預かっているお金のことで、銀行では預金とっておりますが、J Aの場合は貯める・蓄えるという意味で貯金とっております。左側には貸付金という科目がありますが、これは組合員等へ融資しているお金のことをいいます。

右側の下段には純資産という科目があります。この中に出資金というものがおります。会社では資本金とっておりますが、協同組合の場合は、組合員が出しあったお金という意味で出資金とっております。

次に財務の特徴ですが、資産に占める固定資産の割合、これがJ Aの場合は銀行と比べ大変高く、5.6%くら

いあります。何故かという J A には共同利用施設というものがあるからです。皆さん田圃の中にこういった施設があるのを御覧になったことがあるかと思えます。カントリーエレベーターというものです。これは田圃からお米を刈って粳にして乾燥し、貯蔵するタンクに詰めるのですが、乾燥するためにサイロの中で上げたり下げたりします。まさしくエレベーターのようにやっているということです。この施設を取得するには何十億円というお金がかかります。

こちらはスイカの選果場です。これもスイカの糖度、大きさを選別する機械ですが、農家の方が一人一人で作業をしていたのでは大変な労力がかかる。まとめて共同で行ったほうが効率的なため、こういった大きな施設を建てましたが、これも何十億円というお金がかかります。J A は、こういう非常に高額な施設を皆で使おうという目的で、農家の為に代表して取得をしているということから共同利用施設とっております。このようなことから、J A の場合は、固定資産の割合が高くなります。

3. J A の課題と対応

最後に J A の課題についてお話をします。まずは J A 批判の話です。J A 運動の歴史は J A 批判の歴史でもあると書きましたが、相互扶助の組織である協同組合は、時として競争社会にとって邪魔な存在であり、これまでの J A 批判というのも、総合 J A の解体を狙う過激な内容のものばかりでありました。J A 批判が、具体的な形として現れたのがこのたびの「農協改革」です。既にご存知の方もおられるかと思いますが、一昨年、政府の規制改革会議が突如、中央会制度の廃止なり、全農の株式会社化、准組合員の利用制限等を内容とする改革案を提言しました。

“あつと驚く” 規制改革会議の農協改革提言と書きましたが、提言内容を一言でいうと、J A は農業の成長産業化を阻害する犯人だ、株式会社のように J A の事業を市場競争に委ねるよう見直すべきだというのが、その内容であります。しかしながら農協改革の本当の狙いは、J A の信用事業と共済事業を分離して金融市場に開放すること、企業が農業分野へ参入できるようにすること、J A グループの結集力・経営基盤の弱体化にあります。全国には、J A 全国中央会という組織がありますが、それを農協法の枠組みから外しまして、社団法人にしてしまおうという提案は、まさしく J A グループの弱体化を狙ったものであります。

規制改革会議からの提言は、これまでの J A グループの取り組みをまったく無視した、実態に基づかないものばかりで、J A 組織の解体に繋がりがかねない極めて問題のある内容であることから、我々 J A グループは断じて容認できないと反論し、運動を展開してきました。そして、グループ内で議論を重ねた結果、国からの押し付け改革を回避するだけではなく、農業者の所得増大、農業生産の拡大等をはかるために J A 自らが改革をしようということを決めました。第 27 回の J A 全国大会では、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として「持続可能な農業」、「豊かで暮らしやすい地域社会」を実現するために農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化の 3 つを基本目標とする自己改革に取り組むこととしました。また、昨年 11 月 17 日には、第 27 回 J A 山形県大会を開催したところであります。

J A グループの自己改革の基本的な考え方は「農業者の所得の増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」の 3 つの基本目標を実現するために、J A 自らの創意工夫と経営判断に基づき農業・地域の発展に貢献していこうというものであります。J A は、信用、共済、営農経済、介護、福祉といった総合的な事業を行っておりますが、それが農家あるいは地域住民の暮らしを支えるうえで、J A にしかできない機能・強みであるので、その機能を更に強化していこうということです。総合事業を通じて組合員と地域住民にワンストップで総合的なサービスを提供することによって、地域インフラとしての一翼としての役割を發揮して行こうという考えであります。

組合員制度の在り方についても見直しをしていこうということで、先ほど J A の組合員は正組合員と准組合員で構成されているとお話ししましたが、規制改革会議からは、正組合員を中心とする農業者のための職能組合として営農経済事業に全力投球すべきではないかという指摘を受けました。どうも J A の場合、信用や共済の事業を中心に准組合員の事業利用が多く、農産物の販売だとか、購買だとか農家の営農生活にかかる取り組みが弱いのではないかと見られており、それは本来の J A の姿ではないのではないかと指摘されますが、J A グループとしては、今後とも農業者や地域を守っていくためには、正組合員だけではなくて、准組合員も農業・地域の発展を共に支える重要なパートナーとして位置付けることが必要であり、准組合員の事業参

画を推進すべきと考えております。

農産物を販売したり、農業資材を供給したりする経済事業のやり方についても、担い手とか組合員の多様なニーズに応えられるように、事業方式を見直していこうと考えております。例えば、お米の販売を例にとると、これまでは卸売業者を中心とした販売方法だったんですが、これからは、小売等最終実需者のニーズに応じた販売方法に転換していこうということで、作った物を売ろうという方式から売れる物を作る方式へ、プロダクトアウトからマーケットインへ転換を図っていこうというものです。

農家にいろんな農業資材等を供給する購買事業においても、生産資材価格を可能な限り引き下げたいこうとか、生産コストも抑えることができる生産技術を確立していこうということでもあります。例えば組合員・農家が購入する農業資材は経営規模により異なりますが、大口の取引先にはその分だけ価格をもっと安くするといった弾力的な対応などです。

それから、農業の担い手の問題ですが、農業生産を拡大するためには、何よりも農業後継者・担い手の育成が最重点課題であり、そのためには大規模化なり多様化が進んでいる担い手経営体に対して、営農指導員といった専門の担当者がマンツーマンで個別に指導したり、あるいは指導ができる相談員等の育成強化を図っていこうという取り組みであります。

J Aの執行体制についても強化を図ろうということで、J Aには理事という経営者がおりますが、その経営層に農業のプロや女性をもっと増やすことによって、組合員や女性などの多様化するニーズに応じていくような体制に変えていこうというものです。

また中央会改革についてですが、改革の方向性は、これまで以上にJ Aや組合員のために機能を発揮し、組合員・国民から支持を得られるような事業・運動を展開していこうということです。そのためには機能を、J Aに対する経営相談なり監査の機能、J Aグループを代表する役割、J Aグループのまとめ役といった機能へ集約・重点化していくこととし、それを5年間の改革期間で実現していこうというものです。

最後にT P Pの問題です。残念ながら政府は国民に対し交渉内容を明らかにしないまま、T P P交渉の大筋合意に至ってしまいました。政府の対応は国会決議を遵守したとは言い難く、農家の信用を裏切る大変残念な結果でありました。我々J AグループはT P P交渉の合意内容を精査して、国民と連携しながら、日本の農業・農村を守るために必要な運動をこれまでと同様、継続していきます。そして今後とも相互扶助の精神で、より良い組織・社会を実現するために、協同組合らしく活動していかなければならないと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。